

別紙添付⑤



〒541-0041
大阪市中央区北浜3-1-22
あいおい損保淀屋橋ビル
大洋リアルエステート株式会社
代表者 代表取締役 堀内正雄 殿

殿

東京地方裁判所民事第21部

〒152-8527 東京都目黒区目黒本町三丁目26番14号

(東京地方裁判所民事執行部)

総合案内 03-5721-4630

Webインフォメーション21 <http://www3.ocn.ne.jp/~tdc21/>

債権執行書記官室 (FAX:03-5721-4738)

- 受付係 03-5721-4642
- 換価・取不係 03-5721-4742
- 配当係 03-5721-4792
- 財産開示係 03-5721-4728

担当

崩壊 御堂筋フロントタワー

三菱地所、SPC (TMK)、鹿島建設、東銀リースがらみの御堂筋フロントタワービルに関する大洋R.E.社ホームページの暴露情報を見ながら、守秘義務もへったくれもない今時珍しい常識外れの大バカ社長もいるものだ、また、それを嗜める社員が一人もないこんな会社が、バブル期を乗り越えて今まで存続して来たことが奇跡としか謂いようがない。

堀内正雄という、斜に構え、シタリ顔のバカ社長には、事実を冷静に見極め、判断・評価する能力が皆無で、法的思考回路が完全に切断しているようだ。

この、宇治のお茶屋の番頭の域を未だに脱しきれない不動産屋のバカ社長の思考回路は、未確定な事実に対する身勝手な思い込みや憶測と、それを信ずることにより構成されていて、それがまるで誇り高き不動の信念とまでなっていて其れを正義とばかりに辺り一面に撒散らすのだから、殊更に始末が悪い。

確かに、三菱地所も最初にまいたコマセ（「東映会館跡地開発についてのご提案」と題する書面）がまずかった。共同事業に引き込むための誘引行為にしか過ぎないつもりだったのだろうが、TMKを釣針に仕立てコマセ漂う海に投げ込んでみたまでは良かったが、掛かった魚は狙った座布団平目ではなく、毒針を持ったオニオコゼだった。

こんな毒魚に釣針をガッポリ飲み込まれてしまっていては、針を外そうにも危なっかしくって儘ならない。

さすがの岩田合同法律事務所山根室若林茂雄先生も、いきなり訴訟に持ち込んでみても、旨そうなコマセをたっぷり撒いて魚を引っ掛けてしまったことの法的責任が裁判所にどう評価されるか皆目見当が付かないから、確たる勝算もないままに、窮余の策として民事調停の申立をして事実関係に対する法的解釈を棚上げにし、裁判所のまな板を借りてはみたものの、看守る調理台の上でますます怒って暴れまわるオニオコゼに、今度は裁判所やTMK破産管財人までもが毒針に刺され、破産手続きの進行も儘ならない様相を呈し、啞然と拱手傍観の体と謂ったところであろうか。

さあ、このオニオコゼをまな板の上でどう捌くのか、信義則違反、公序良俗違反、権利濫用等の一般条項の適用を最後の最後に期待するしか術のなさそうな、ばかばかしくも、顛末気がかりなホームページ秘密情報暴露

事件となっている。

当スパイダーマン法律事務所所属の辣腕弁護士でも、オニオコゼを得意のクモ糸で絡め取り、オープン前のスカイツリーに吊すのは、さすがにちょいと難しいから当事件は受任拒否。

鹿島建設にいたっては工事代金の回収は風前の灯。完成建物の民事留置権を主張してみたところで定期借地権を食い千切ったオニオコゼの前ではなす術もない。土地に対する商事留置権もオニオコゼに主張できないから隣地を買収してそこに建物を引っ張るしかないが、そんな費用はどこからも出ない(責任を感じて三菱地所が出す?在り得ない)。TMKは破産してしまったから、鹿島は一般の破産債権者として雀の涙の配当に甘んじるしか現状ではなさそうだ(三菱地所に貸しを作り、得意の寝技に持ち込む何時ものヤクザな手はまだ残っているか?)。

望みは、TMKの破産手続きで土地建物を一括売却し破産財団を膨らませて配当金額のUPを目論見たいところだが、破産管財人にまで毒針を刺そうとするオニオコゼに、そんなつもりは更々ないようだ。

やはり三菱地所、鹿島建設は、堀内の恐れる刺客を放ち、その首を刎ねるか、13日の金曜日ジェyson君に頼んでオニオコゼに金の錘をつけ海に戻してもらおうしか術がないのかも知れない(ああ怖い、合掌)。

〒131-0045

東京都墨田区押上1-1-13

東京スカイツリー第2展望台上ゲイン塔
スパイダーマン法律事務所

所 長 弁護士 明治 三百代言

〒541-0041

大阪府中央区北浜3-1-22

あいおい損保淀屋橋ビル

大洋リアルエステート株式会社

代表者 代表取締役 堀内正雄 殿

CC 予定先

三菱地所 岩田合同法律事務所山根室 TMK破産管財人 鹿島建設